

富士宮市立富士根北小学校「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、富士根北小学校すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こります。

したがって、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。

いじめから一人でも多くのこどもを救うためには、こどもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどのこどもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に對峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。（☆は、小中共通の取組）

（1）いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
☆スクールカウンセラーによる研修を行う。
 - ・職員会議、週打合せ、生徒指導部会等でのこどもの実態の把握。
- 児童に対して、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。
 - ・機会に応じて朝礼等でいじめについての話をする。

（2）いじめが起りにくい集団をつくります

- 教職員はこども理解を深め、こどもとの信頼関係を基盤として、いじめが起りにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・「あいさつをがんばりたい」という児童会のめあてを生かし、あいさつ運動に取り組む。
- ☆人間関係プログラムの活用
学活で実施する。各学期1回実施・集団の分析と個人支援の検討を行う。
 - ・いじめアンケートや、日記、リーバーでの児童生徒の心の健康相談等により、こどもの実態を把握し、指導に生かす。
- こども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぎます。
 - ☆小中かたくり鑑賞会・かたくり種まき交流会・あいさつ運動・小中読み聞かせ等の中学校との交流や、親和的な縦割り活動（なかよし活動）等を通して、1～6年、小～中の異学年同士の仲間意識を高め互いに思いやる心を育てる。
 - ・多様性を認め、居場所作りにつながる自治的な児童会活動を行う。
- 授業の中でのやくそく等を大切に、目指す姿に迫ることのできる授業づくりを進めます。また、全てのこどもが参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。
 - ・自ら考え、ともに学び合う授業をめざして授業研究を進める。
 - ・対話的な学びを通して、認め合う人間関係をつくる。

（3）こども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、こども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
 - ・中・高学年にインターネット、メールの恐ろしさについての話をする。（担任または外部講師・社会教育課に講師依頼）

- 学級活動、児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、こどもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
 - ・学級活動で言われてうれしい言葉を出し合う。
 - ・ロールプレー等で教師がいじめの具体例を示し、みんなでいじめについて考える機会を持つ。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、職員会議や週打合せの場で教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
 - ・欠席が3日以上続いた場合には家庭訪問(状況に応じて電話対応)を行う。
 - ・スクールカウンセラーによる個人面談を実施する。
- たとえ小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
 - ・担任以外の授業に入っている教員との情報交換を行う。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、週1回のリーバー「児童生徒の心の健康相談」等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
 - ・いじめアンケートの実施と結果を活用する。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。
 - ☆職員会議、週打合せ、生徒指導部会での情報交換や相談の機会を設ける。
- いじめの態様等に即した対策チームを編成し、今後の対応について確認します。
 - ☆いじめ対策委員会の設置と共に、記録を残して中学につなげる。
 - 対策委員：校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭・関係職員
- 被害児童、及び、いじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
 - ・PTA総会、学校説明会、学級懇談会等でいじめについて説明をし、話し合う機会を持つ。
 - ・学校だよりを通じていじめに対して家庭で考える機会を持つ。
- インターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し、家庭での目配りを依頼します。
 - ・地域との連携・協力を密にし、気になることがあった場合には、すぐに学校に連絡することができる関係を築く。
- いじめが確認された場合は、該当する保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 年間の取組計画について

R7年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立富士根北小学校

月	対象			内 容	場面/方法 小中連携(共通事項)☆
	職員	児童	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議 ☆
		○		あいさつ運動の実施	朝の活動 毎月☆
		○		1年生対面式・1年生を迎える週間	特別活動
		○		人間関係作りプログラム1 集団の分析	特別活動 ☆
5			○	学校だよりにより学校の取り組み方針掲載、周知	学校だより
	○		○	学校説明会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	学校説明会
	○		○	学校評議員会への協力要請	関係会議
6		○		いじめ実態アンケート	
		○	○	インターネット・メール講座→社会教育課などに要請	特別活動
7		○		学校評価児童アンケート	
			○	学校評価保護者アンケート	
			○	個々面談での情報モラルについての啓発	保護者面談
		○		いじめについて話し合い	特別活動
8	○			1学期評価から、計画の修正及び実行	職員会議
	○			スクールカウンセラーによる研修	職員会議 ☆
9		○		人間関係作りプログラム2	特別活動 ☆
		○	○	道徳の授業参観、保護者への協力依頼	授業参観
10		○		情報講座(中高学年)→社会教育課などに要請	特別活動
	○			青少年健全育成連絡会への協力要請	関係会議
11		○		いじめ実態アンケート	
12			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価児童アンケート	
	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
2	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○		いじめ実態アンケート	
3	○			人間関係プログラムを学年ごとに実践報告と結果考察	

※スクールカウンセラー面談は、年間を通して行う。

※週1回リーバーで「児童生徒の心の健康相談」を行う。